

令和元年度 農林水産省行政事業レビュー 公開プロセス

No. 4 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費

日時：令和元年 6 月 11 日(火) 12:50～13:49

場所：農林水産省 本館 7 階 講堂

(外部有識者) 二村 真理子 委員、金子 健紀 委員、三浦 希美 委員、上村 敏之 委員、
亀井 善太郎 委員、小林 航 委員

(事務局) 岩濱 洋海 危機管理・政策立案総括審議官、杉中 淳 予算課長、
前田 剛志 広報評価課長

(説明者) 【消安局】 鋤柄 卓夫 食品安全政策課長、阪本 和広 食品安全政策課 課長補佐

○岩濱審議官 それでは、再開いたします。

4 番目の事業として、有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費について、担当から説明をお願いします。

○鋤柄課長 よろしく願いいたします。

まず、1 ページをご覧ください。事業名、有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費でございます。本事業は食品安全に関する事業でございますけれども、農林水産省の食品安全に対する基本的な考え方は、後始末より未然防止というものでございます。すなわち、食中毒等の事故が起きてから、後で対応するというのではなくて、食品が消費者の手に届く前、すなわち農家で生産される、ないしは食品事業者が加工・製造するといった段階で生産方法や加工方法を改善することによって、食品が微生物、化学物質等に汚染されることを防止する、ないしは低減するということが大事だというように考えております。

このためには科学的に進めていかなければいけないということで、まず、現状、食品はどのくらい汚染されているのかというのを見て、その後、改善策を行って、改善策を行った上で、ちゃんと効果が出ているのか、すなわち食品の汚染度がきちんと下がっているのかどうか、これを再度確認すると、こういったようなやり方で仕事を進めているということでございます。

以上のような考え方に沿いまして、1 ページの真ん中辺、事業概要でございますけれども、我が国で健康への悪影響が懸念される危害要因、これは化学物質や微生物であったりですけれども、これを対象といたしまして、①我が国の農畜水産物・食品の汚染実態を調査いたします。それから②、栽培管理、貯蔵、製造加工と、こういったものによって食品汚染がどう変わるのか、汚染を低減し、食品の安全性を向上させるための生産方法や製造加工方法の変更といった

ものについて検討する、そして実施をするというのが本事業になっております。

調査結果につきましては、広くデータとして公開するとともに、食品の安全性向上対策の策定・普及に活用させていただいております。加えまして、国内だけではなくて、国際的な基準、それから対策をつくるといった際に日本の調査結果を提供して、国際基準・規格の検討に貢献しているというような状況になっております。

その下、予算額・執行額でございますけれども、30年度は当初予算が1億5,500万円に對しまして執行額は1億1,400万円ということになっております。

次のページをお願いいたします。

2ページ目、事業のアウトカム、アウトプットでございます。下のほうのアウトプットから申し上げますけれども、アウトプットにつきましては、毎年度定める食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリングの年次計画というのをつくっております。この年次計画に基づいて実施する調査の数ということで、30年度につきましては、当初見込み23件に對しまして26件の調査を行っております。

上のほうに戻りまして、アウトカムでございます。

事業目標につきましては、2段目でございますけれども、目標値の設定ということで、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質につきまして16個、それから、その下に同じく微生物につきまして7個、計23個の化学物質と微生物について、当面この5年間で対策を講じるということを考えております。

目標としましては、ただいま申しました23個につきまして5年間で解決をするということでございますので、1年当たりは4件以上というようなものについて対応していくというのが目標になっております。

成果でございますが、平成30年度につきましては、リスク管理の必要性を判断した危害要因が、ここにありますピロリジンアルカロイドと、それから鉛について2つ。それからリスク管理措置の策定・検証を行ったものとして腸管出血性大腸菌、それからしょうゆの中に含まれる3-MC PD、これはこの後でお話いたしますけれども、都合4つにつきまして対策を講じたということでございます。

29年度には5つについてやりましたので、29年度と30年度の累計で9つ終わったところでございます。これがあと3年間で23まで持っていきたいというのが本事業の目的・目標になっております。

資料、少し飛びまして、10ページから事業の全体像を取りまとめておりますのでご説明させ

ていただきます。10ページをお願いいたします。

10ページに本事業の全体像がございます。右のほうに図がございますけれども、事業に入る前段階として、調査・分析対象というものをまずしっかり決めてから事業に入っております。これにつきましてはリスク管理検討会、関係者、外部の方々にお越しいただきまして、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、微生物というものを特定して、これを具体的にどう調査していくかという5年間の中期計画、それから毎年の年次計画というものを策定しまして、この年次計画に沿って調査を行っているということでございます。

その下が事業でございますが、時計文字のⅠで計画に基づく実態調査を行います。この結果、安全性について問題がなさそうだということであれば非常にいいんですけども、これは疑わしいぞ、対策をしたほうがいいよというようなものにつきましてはⅡ番のほうに進みまして、汚染防止・低減対策の策定、それから実施というものにまいります。対策を講じただけで放りっ放しということではなくて、対策を打った後にちゃんとその汚染が下がっているのかということにつきましてⅢ番のほうで検証を行って、さらにそれで安全になっていけばよいですし、それでもまだ問題があれば、さらに対策を見直すといったようなPDCAサイクルを回すという中でこの事業を進めているというところでございます。

次のページから、具体的に化学物質と微生物について書いております。

次のページが有害化学物質でございまして、上の四角のところに書いてございまして、リスク管理検討会において食品安全上の重要性、関係者の関心、それから国際的動向、こういったものを踏まえまして、5年間にリスク管理を行う有害化学物質ということで、カドミウム、ヒ素、総アフラトキシン、ピロリジジナルカロイド等々、16のものについて解決をしたいというように考えております。

一例として、この下に食品の安全性が向上した例、しょうゆ中の3-MCPD、おしょうゆの中に腎臓に毒性があると言われる3-MCPDという化学物質が入っているということが、我々の調査の中でわかりました。

これにつきまして低減対策を事業者のほうに要請いたしまして、低減対策というのは具体的に右に書いてございしますが、原材料を切りかえるだとか、製造工程を変更するといったことをお願いしました。これをお願いしまして、おしょうゆ屋さんですね、製造事業者が低減対策を実施したことによって、この左のグラフにございますように、かつては1.8 mg/kgだとか、高いものは2.4 mg/kgを超えるような、非常に高い濃度の3-MCPDを含むしょうゆがございましたけれども、対策の結果、現在はそういった高い濃度のものはなくなってきた。すなわち

対策が非常に功を奏したというように言えるというように思っております。

同様に、右下にございますがアクリルアミド、これはポテトチップスだとか、そういうものに入っております。それから鉛、カドミウム、こういったものについても同様の対策の実施と、それから検証ということを進めているところでございます。

次のページ、12ページでございます。

微生物でございます。微生物は化学物質と違しまして、すぐに食中毒なんかを起こす、一日、二日で食中毒を起こすというようなものでございます。これにつきましても、今後対応しなければいけないものとしまして、ここに書いてございますカンピロバクターとかノロウイルス、こういったような食中毒細菌だとか、食中毒ウイルスを対象にして対策を講じているところでございます。

食中毒の発生状況という、ちょっと小さいグラフが出ておりますけれども、食中毒につきましては、それぞれ流行というものがございまして、かつては腸炎ビブリオ、これはお魚の食中毒でございます、お刺身の食中毒でございます。それからサルモネラという卵の食中毒なんかございましたけれども、これらにつきましては対策を講じて、対策がきちんとはまったということで、このグラフのとおり、最近是非常に少ないということになっております。

○岩濱審議官 予定の時間を超えていますので、まとめていただいて、さらに説明が必要な場合は質疑応答の中でお願ひします。

○鋤柄課長 はい、わかりました。

現在は多いものとしてカンピロバクター、こういったものにつきまして、農家の皆さん方と一緒にあって対策を講じているというようところでございます。

以上でございます。

○岩濱審議官 予算課長から論点の説明をお願いします。

○予算課長 本委託についての論点、4つでございます。

まず、1点目でございますけれども、事業目的である「安全な食品の安定供給」の達成に向けて、調査を行う有害化学物質当の優先順位づけ、あと調査時期の設定は効率的、効果的なものとなっているかというのがまず1点でございます。

2点目でございますが、執行率が低い点につきまして、どのような改善を講じるのか。また、予算規模は妥当かという点でございます。

3点目でございますが、一者応札となっているものが見られますけれども、一者応札の改善の手段が妥当かという点でございます。

最後に4点目でございますが、食品の安全性の確保につきましては厚生労働省など複数の省庁が関係していますけれども、本事業を実施するに当たって、他省庁との分担関係が適切かどうかという点でございます。

以上でございます。

○岩濱審議官 それでは、ご質問、ご議論をお願いいたします。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。大変わかりやすいご説明だったと思います。後半のところは、また議論の中で埋めていければいいのかなというふうに思います。

まず最初にお伺いしたいのは、こういうリスクを分析をして、具体的な、これが大きいのか、小さいのかというものをはっきりさせて、その措置を決めていくということをやっていくときに重要なことは、その予算制約にかかわらず、まず私たちが見なければいけないリスクがきちんと列挙されているかどうかということが非常に重要になってくるんだと思うんですが、現状、今、平成28年1月ですから約3年半前ぐらいに決められたもので、有害化学物質で16、微生物で7あって全部で23、これを5年かけて見ていかなきゃいけませんねということが見えてきたわけですが、この23を決めるに当たって、一方で、その予算で大体年間1億5,000万から2億弱ぐらいのところだから、大体こんなもんじゃないかみたいな落としどころで決まっているようなことがあってはならないことだと思うんですが、そういうことはないという理解で、まず最初に伺いたいんですが、よろしいでしょうか。

○鋤柄課長 ありがとうございます。お答えから申し上げますと、予算の制約でこういうものは決めておりません。私どもが決めております今後5年間でやらなければいけないものというものには、この事業なんかで調査をしなければいけないもの、対策をしなければいけないもの、それに加えて、広くこういうものが大事ですよというのを世の中に示すことによって、例えば、大学で毒性の試験をやっていただくだとか、我々の予算とは別に、日本の関係者が食品安全についていろいろな対策、ないしは調査、研究、こういうものを進めていただくということを促すと、そういった意味もあるというように考えております。

○亀井委員 そういう意味では、この事業にかかわらず、リスク管理検討会というのは独立した存在であって、幅広いミッションに基づいて行われてきたものの23を受けとめているという理解でよろしいんですね。

○鋤柄課長 おっしゃるとおりです。

○亀井委員 ありがとうございます。

ちなみになんですけれども、この3年前に決められて、これが、例えば今、気候変動とかさまざまな、あるいは新たな化学物質とか、あるいは分析能力の向上等によって新たなリスクとして何か見出されて、23にしてプラスアルファでやらなきゃいけないとか、こういう話というのは出てきていないという理解でいいですか。

○鋤柄課長 実は、食品安全につきましては、国内で研究が進んでいるだけではなくて、国際的にも、国際会議だとか、それから海外の政府なんかでもいろいろ検討されております。そういったところと、我々、常に連絡をとり合っておりまして、そういったものの中で、「こういったもの、ちょっと危ないんじゃないの」といったような情報は常に交換しております。

例えば、例でございますけれども、平成30年度につきましては、いずれも植物の中に含まれる毒でございますけれども、あまり聞いたことはないかもしれませんが、トロパンアルカロイドとか、それからシアン化合物だとか、こういったものが植物の中に普通に入っているんでございますけれども、そういうものが高いものがあるんじゃないかといったような国際的なお話がありまして、これにつきまして急遽、年次計画の中で調査をするといったようなことを私どもはしております。

○亀井委員 ありがとうございます。今お話しいただいたとおりでありますけれども、その国際的な動きも含めて、きちんとベンチマークされて進められていくことが、これ、政策としての信頼性を高めていくことになると思いますので、ぜひそこはお願いをしたいというふうに思います。

とりあえず、私は以上です。

○岩濱審議官 金子委員、お願いいたします。

○金子委員 まず、先ほどの実績で、ポテトチップとか、おしょうゆとかあったんですけれども、この事業でやった結果は広く公開というようなことがレビューシートにも書かれておったかと思うんですけれども、こういう、おしょうゆも、ポテトチップも、基本的には個人レベルではあまりつくらない。全くとは言いませんが、基本は事業者がつくったものを購入する。そうすると、広く公開というところの意味合いなんですけれども、事業者にこれを知ってもらって、まさに製造工程を変えてもらったということが書かれておりましたけれども、そうしないと、この事業でこういうリスクがあるということがわかったことの最終的な意味が出てこないわけなんですけれども、その広く公開というところをもう一步先に行って、必要な事業者への周知とかというのは、具体的に何か方法というものとして持っているのかというのが1点と、もう

一点は全然別の話で、執行率のところで、農水省側がいろいろ出すのが遅かったから執行率が低かったから、もっと前倒ししなきゃいけないというようなことも書かれておったかと思うんですけれども、今の進行年度において、その辺の改善というのは進んでいるんでしょうかという2点を教えてください。

○鋤柄課長　ありがとうございます。

まず、おしょうゆにしても、ポテトチップにしても、まさにその食品事業者が改善しなければならぬというものでございます。私ども、こういうような調査をやるに当たりましては、まずその最初の調査、現状の調査をやる段階から事業者の皆さん方と一緒にやっております。こういうような問題があるんじゃないのか、こういうものについて解決しなければいけないんじゃないのか、まずその実態を知りましょうということで、事業者の皆さん方とお話をして現状調査をやって、問題があれば対策を打つてということが一番最初の段階から、それから最後の検証の段階まで一緒にやっております。

事業者の皆さん方は我々のデータを見て、ああ、こうなっているんだというのを理解するとともに、改善につきましては事業者自身が、例えば、事業者の団体なんかみずから、「こういうようなことで改善をしようと思っています」というのをホームページに出したり、ないしはその事業者みずからがその改善マニュアルみたいなものをつくられたり、その改善マニュアルをつくるのに我々が協力をしたりということで、まさに行政と事業者が一体となって進めているというようなことになっております。

結果につきましては、我々のホームページで広く一般に公表するだけではなくて、事業者の団体ですね、例えばポテトチップスの会社なんかのホームページを見ると、「アクリルアミドについて」とか、そういうようなものを自主的に出していただくというようなことをやっているというような状況になっております。それが1つ目でございます。

それから、2つ目の執行率でございます。1ページ目のところにはその予算額、執行額がございますけれども、28年度、29年度は、それぞれ執行率が96%、98%だったのに対しまして、30年度は非常に残念ながら74%と、ちょっと低いという形になっております。この原因、私もいろいろ分析しておりますけれども、一つは従来からこの事業で進めている汚染実態調査、今申しました汚染実態調査に加えまして、平成30年度は新たに実際の農場において、その消毒だとか、それからその生産の作業手順を改善することによって、例えば食中毒の微生物がどうなるかといったような実規模の調査、これを進めたいということで新たに開始をいたしました。

ただ、1年目ということで、農家の皆さんとの間でどういうようにその試験を設計しようか

とか、どういう採材をしようかといったような調整に時間をとられまして、結果、執行がおくれたというのがこの74%の原因の一つになっているのではないかなと思っております。

改善でございますけれども、31年度、本年度につきましては、既に事業が2年目ということでございますので、順調に2年目の事業を進めているというところでございます。

○岩濱審議官 小林委員、お願いします。

○小林委員 この事業については、かなり科学的にPDCAをきっちり回されているので、あまり突っ込みどころがないかなというふうに感じているんですけども、なのでちょっと細かい話になるかもしれませんが、さっきの23件というのが基本的に予算制約とはかかわらないというお話だったので、そうすると、必要なものがいくつあるかということ調べて23件だと、それを一定期間でやるにはこれくらいの予算が必要だということで、23件決めてから予算要求に臨まれているのかなと思ったんですけども、最初に16件は28年1月に決まっていて、次の7件というのが28年12月ということなので、概算要求よりも後になっているかと思うんですが、その辺どういう時系列の順番になるのかというのを教えていただきたいのが1点と、それから、その23件で、新たに発生するものというのはそんなにないということであれば、その最終年度、33年度、あるいは3年が終わった段階では、もうこの新たな事業というか、常にサーベイというか、モニタリングはしていく必要があるのかもしないですけども、事業のやり方というのはぐっと変わって、新たな調査をやるということがそんなに必要なくなるのかというところ、2点お聞かせください。

○鋤柄課長 ありがとうございます。

まず、時系列のずれでございますけれども、2ページ目の上から2つ目のパラグラフのところですけども、化学物質については28年1月、それから微生物につきましては28年12月ということで1年間のずれがございます。これは、実は一番最初に始めたときに、平成18年に始めたときに、まず化学物質について計画をつくって、次の年に微生物の計画をつくったということで、同じ5年計画なんですけれども、化学物質と微生物で1年ずれておりますので、そのところでこういったことが出ているということでございます。ただ、実際にはもう動かし始めてしまえば、その瞬間、瞬間では同じでございますので、23件をきちんとやるという形になっております。

我々、現段階、令和3年に終わる5年計画の中では23件ということになっておりますが、小林委員ご指摘のとおり、令和3年にこの23が全て終わっていて、もう問題が解決しているというのが我々の願いでございます。

ただし、なかなかうまくいかない部分があるということで、実際、対策を打っても、結果として改善が思ったほどではなかったというようなもの、それからもう一つは、先ほどの冒頭、亀井委員のほうからございましたけれども、科学の進展によって新しい問題が出てくるようなもの、国際的に話題になってくるようなもの、こういうものが出てまいりますので、またそういうような状況を見まして、5年ごとにその時点で次の5年間に何をやるべきかというものを決めているということになっております。

ですので、残念ながら5年間終わっても、もちろん、その23が20、10ないしは1、2とかいうようにどんどん減っていけばいいと思っておりますが、なかなかそうならない場合も多いのかなというふうに思っております。

○小林委員 ありがとうございます。

そうすると、今初めて5カ年計画、18年からというのをお聞かせいただいたんですが、そうすると、最初の5年間でいくつの物質に対応したのか、次の5年間、そして今回が23ということで、時系列的に5年、5年で見たときにどういう推移になっているかと、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○鋤柄課長 すみません、今、手元に数字がございませんけれども、過去の計画なんかについてもホームページ等に出ておりますので、その中でということでございます。すみません。

○小林委員 ざっくりでいいですけども、ふえているか、減っているか、あるいは横ばいかというのはどんな感じですか。

○鋤柄課長 ほぼ横ばいになっていると思っております。

○小林委員 そうですか。

○岩濱審議官 二村委員、お願いします。

○二村委員 ご説明ありがとうございます。このような有害化学物質であるとか、微生物のリスクというものには、一般国民は、よくわからないものですから、きちんと効果的に事業を進めていただきたいものだというふうに思うんですが、その上で質問させていただきます。

このような物質であるとか、微生物のリスクというものを、リスク全体と言ったらいいでしょうか、まずはどのようなものがあり、どのようなところでどれだけの研究が進んでいてというようなことを一括して把握しているような部署というのはありますか。それから、もしかすると貴課かもしれないですし、もしかすると厚労省にもあるかもしれないですね、重複の部分はどうか。これ1点目です。

2点目、一者応札、結構多いんだということで、先ほど数字も拝見しましたけれども、その

改善の手段として期間を長くしましたというような、15日とりましたというような数字を先ほど見たような気がするんですが、期間を長くしたことによって、きちんと一者応札に対応できるんだろうかという疑問があります。というのは、かなり専門性の高い実験であるとか研究を行わなければならないとなったときに、そもそもこの物質に関してはこういうところしかできない、もう最初からほぼ一者であるというようなことが決まってしまうような部分というのが、私、素人から見ますとあるんじゃないかなというような気がするんですけども、その点いかがなものでしょうか、お願いします。

○鋤柄課長 ありがとうございます。

まず、そのリスク全体ということでございますけれども、食品安全についてやっておりますのは私どもだけではございませんで、今お話がございました厚生労働省、さらには政府全体で言えば、科学的な見地から食品安全委員会というのが内閣府にございまして、特に科学的な面から、現在日本ないしは世界でどのような問題が食品安全上あるのかという部分につきましては、食品安全委員会が全体を見ております。食品安全委員会のほうで、科学的な知見としてこういうような毒性のあるものがあるとか、そういった情報を出していただいているということでございます。

一方、実際にその対策を打っているのは、厚生労働省と農林水産省が中心になってやっております。

まず、厚生労働省でございますけれども、厚生労働省は基本的に食品衛生法という法律を持っておりまして、この法律の中で食品の中の基準値、残留基準みたいなものを決めて、それを超過するものがないようにということで、流通食品を調べて、例えば食品添加物、何ppmの範囲に入っているか、入っていないかといったものを摘発することによって、その安全対策を行っているということでございます。

一方で、農林水産省でございますけれども、厚生労働省は流通食品をやっておりますけれども、私どもはその前段階、生産だとか製造の段階を改善することによって、その最終的に流通食品の中に含まれる汚染物質、汚染微生物が少なくなるということをやっております。私ども、その業を所管している省庁でございますので、先ほど申しました3-MCPDだとか、さらにはヒ素だとか、アクリルアミドとか、そういったものにつきまして、これ、実は今言った3つというのは食品衛生法では基準が定まっていないものなんでございますけれども、そういった基準がないものも含めて、製造・生産過程での改善ということで食品、健康被害の未然防止ということに対応しているということでございます。

今申しましたように、厚生労働省、農林水産省、それぞれ所管する事項に沿って、お互いに連携しながら、補い合いながら食品の安全を実現しているというように思っております。

それから、2つ目の一者応札でございますけれども、確かにご指摘のとおり、この事業で一者応札が発生する背景としましては、分析調査が多いということで、各種分析調査の結果の信頼性を確保するために、その分析機関の分析能力というものをあらかじめ要件として定めております。具体的には、国際的な水準で認められた外部精度管理、内部精度管理、そういったものもしっかりやっているところでない、この事業で調査はできませんよというような要件をかけていることで、分析機関がご指摘のとおり少し少ないというところが背景にあるんだろうなど、我々もそういうふうに思っているところでございます。

そのためにいくつかの対策をやっておるところでございますけれども、一つは、その長くするというのですが、おっしゃるとおり、なかなかこれだけでは難しいということで、その入札期限を長くするだけではなくて、例えば、規模が大きくて、ちょっとこれはやり切れないだとか、こっちの分析は私ができるけれども、こっちの分析はできないよといったようなところにつきましては、例えば事業の規模、調査の規模を少し細分化して、小さな規模でやってくださいというような要件を変えたりとか、ないしは、その分析について得意なところ同士で共同で入札をすることもいいですよといったような要件の変更、こうすることで資格を有する分析機関が応札しやすいように、事業設計をあらかじめ見直して公告するというようなことをやっております。これは非常に効果があるというふうに思っております。

それから、公示期間を確保するだけでなく、その前の段階で、今度、我々こういうことに関心があるので、こういうことの調査能力がある人たちは、ぜひ入札に入ってくださいよということを、ふだんから広く説明会等を行うだとか、そういったことをやっております。

最後にもう一つ、加えまして、ご指摘のとおり、その分析機関を育てることが非常に大事でございますので、この事業の中でも、例えば、新しい分析方法の開発だとか、開発された分析方法の普及、こういったようなものもこの事業の中に一部組み込んで、いろんな人が分析できるように、世の中の分析機関の育成というものもあわせて行うことによって、結果、この事業の競争性も確保するというように留意しておるところでございます。

以上でございます。

○岩濱審議官 引き続きご議論をお願いしたいと思いますが、コメントシートにも、あと5分ぐらいで記入いただければというふうに考えております。

それでは、よろしくお願いします。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 今、最後におっしゃられた話、私は極めて重要だと思っていて、この国は人口がだんだん小さくなっていくわけですね。そうすると、専門性を有する人も、当然のようにこれは小さくなっていきます。今、この事業の中でというお話があったんですが、今、最後におっしゃったところというのは、多分、より積極的に行っていく必要があるんだろうなというふうに思っています。

この事業は、川上から考えれば、リスクの全体像の把握から分析、さらには具体的なその食品産業だとか、場合によったら個々の家庭における使い方も含めたところまで、さまざまな示唆を及ぼすということでは、大変これは一連の流れが長いんですけども、このそれぞれを担う人材というのをいかにして確保していくのかというのは、これはなかなか難しいところなんだろうなというふうに思います。

先ほど、ちょっとお話がありましたが、国際的な分業だとか、役割分担というようなお話をされていたんですけども、そこはぜひやっていただく中で、ただやっぱり日本特有の、多分その食料だとか、あるいはその加工の仕方、例えば、醸造とか、そういうようなものがある中で日本が何を担っていくのかみたいな、集中と、あとその人材育成とみたいなところは、多分考えていただかなきゃいけないんだと思うんですが、ここら辺のところ、今まだ具体的なところはなかなかないかもしれないんですが、何かお考えがあれば、まずぜひ伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○鋤柄課長 人材育成につきましては全くご指摘のとおりだと思います。本年度、それから次年度以降につきましても、ぜひしっかり考えて進めていきたいというように思っております。

それから、2つ目でご指摘がありました国際的分業でございます。国際的分業でやっていくというのが、非常に、その限られた予算の中で、これは我々の予算だけではなくて、海外の我々と同じような政府機関がございますが、彼らにとっても、お互いに分業をやっていくということは非常に大事だろうなというように思っております。

今年の成果の中で、例えば、ピロリジジナルカロイドなんていうのがございます。これは一つの例でございますけれども、これにつきましてはヨーロッパの中で、「ハーブティーの中に割とこういうものが入っているよ、みんな大丈夫？」というようなお話がありまして、「ああ、そうですか。じゃ、日本はお茶を飲むから、お茶を測ってみましょう。」お茶は彼らは持っておりませんので、測ってみると、ハーブティーは比較的高いけれども、お茶はしっかり低い値で、日本のお茶は大丈夫だというようなことがわかった。そうすると、ハーブティーは向

こう、ヨーロッパでやってもらって、お茶は日本でやると、こういうようなことで、もう既にやっております、こういったような海外との情報交換と連携ということにつきましても、引き続きしっかりやってまいりたいというように思っております。

○亀井委員 ありがとうございます。多分、人材育成については、別途、場合によると予算をとらなきゃいけないのかもしれないとは思っています。先ほど、その事業の中の工夫でというようなお話もあったんですが、これはもちろん納税者の立場からすると、これはそこでお金を余計に使うのかという批判はあるのかもしれませんが、この事業の持続性というところは極めて重要なところで、これは国民の日々の食生活に直結するところですから、その基盤を支えている事業であるというところを考えるならば、この人材をいかに、今そこら辺は、ユニバーズのご説明までは結構ですけれども、確保していくのかということを経験目を見て、そこで予算を手立てしていくというところはぜひ考えていただいて、そこら辺はしっかり準備していただくように、そこはお願いをしたいというふうに思います。

○鋤柄課長 ぜひ考えていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岩濱審議官 三浦委員、お願いします。

○三浦委員 平成30年の執行率の点で、先ほどご説明をいただきましたけれども、公告開始時期が遅く、十分な履行期間を設けることができず、入札が不調になった事業が複数あったということで、これからすると予定していた調査・分析等が、事業ができなかったものがあるというふうにも読めるんですけれども、その割にはアウトプットやアウトカムで達成しているということとの関係性を教えていただけたらと思います。

○鋤柄課長 執行率が低かったというようなことでございますけれども、先ほど申しましたように30年度、昨年度は新たな農場レベルでの調査が始まったというようなことで、1年目は、最初のその立ち上がりのところは遅くなってしまって、事業の開始が遅くなったので、いきおいお金の使い方も少なくなったというようなご説明をさせていただきました。

それで、1年目のものにつきましては、まだ成果を出しておりませんので、2年目、3年目、やって、多分、2年か3年後にこの成果が出てくるということでございます。23のうちの、多分後ろのほうに成果が出てくるものだと思っております。

一方で、早くから手をつけていたようなもの、先ほどお話ししましたピロリジジナルカロイドの現状調査ではかってみたら大丈夫であったというようなものにつきましては、これは国際的にも非常にインパクトがあるんですけれども、比較的成果が出しやすかったものなので、こういったものについては成果が出てきたということなんだろうなというように思っております。

す。

ですから、5年間の中で23ができるように、最初のほうにできるもの、後のほうで出てくるものというものがいろいろあるのかなというように思っております。

○岩濱審議官 小林委員、お願いします。

○小林委員 確認なんですけれども、今のお話で、当然、着手してから結果が出る前にタイムラグが出るというのは、それは当然のことだと思うんですけれども、そうだとすると、今回の29年、30年のところにある成果実績のものというのは、全部この第3次計画の成果なのか、それとも第2次計画で行われたものの成果というのも入っているのかというのはいかがですか。

○鋤柄課長 11ページにしょうゆ中の3-MCPDというのがございましたけれども、ここに年次が書いてございますけれども、これは平成18年度の一番最初のときにベースラインのデータをとったということでございます。その後、対策を講じて、第3期である平成28年度に調べてみたらよくなっていたということで、割と息の長くなったものということ。こういったものは昨年度、成功したということで成果になっておりますけれども、これにつきましては、昔からやってきた積み重ねが28年度の成果になってきたものだというように思っております。

○岩濱審議官 金子委員、お願いします。

○金子委員 関連事業に1つ挙がっているのがありまして、それとの兼ね合いがあるのか、ないのか、消費・安全対策交付金ですが。というのは、例えば、12ページに鶏肉の生産衛生ハンドブックの概要というのがありまして、これは要するに、鶏を育てている事業者の方の問題かと思うんですけれども、事業者であれば人に言われるまでもなく考えるべき。要するに、そうしないと自分のビジネスとしてのリスクが高まってしまいますから。

この本事業は、先ほど、調べて、公開して、場合によってはその事業者と一緒に進めていくという話ではありましたが、事業者自身が調べて、自分で自分のリスクを低減するような策を自分でやっていくということを推奨していくというのが、この消費・安全対策交付金なのかなと思ったりもしたんですが、そういうわけではないんですか。

○鋤柄課長 ありがとうございます。基本的にはそういうことでございます。この調査事業は、現状を把握して対策を講じる。先ほどお話にありましたその生産衛生ハンドブックというのが、こうやってくださいよという、ある意味ルールでございますね、ルールをつくるための事業がこの事業でございます。

一方で、そのルールを実際に現場でやっていただくというのは、それは事業者のお金でやっていただく、ないしはそれを応援するためにあるのが消費・安全交付金ということでござい

す。消費・安全交付金を使って、ないしは生産者がみずから対策を講じて、その成果につきましては、客観的にまたもとの委託費のほうで、その効果検証はこちらのほうで、またもう一回やらせていただきますよ、そういう仕組みになっているということでございます。

○岩濱審議官　ほかにございますか。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員　多分、皆さん書いていらっしゃる最中だと思いますので、もうそんなにメモをとらなくて大丈夫なんですけど、ぜひこれ、今回、各局1つずつという形で選ぶときに、どちらにしようかなということで、こちらの事業は皆さんの、委員の先生方で選んでこういう形になったんですが、この事業に限らずなんですけれども、これは結局食品安全に関する行政について、国民からどうやって信頼を獲得するかという、ある種これは広い意味でのリスクコミュニケーションなんだと思うんですね。今日のお話も、多分そういう意味ではリスクコミュニケーションの一つだったんだろうなというふうに理解しています。

そういう意味ではもともとのリスク、そもそもリスクの全体像の把握から全体像が見えてきて、それをどういうふうになしていったって、分析をして、それについてわかったことをわかりやすくコミュニケーションしていくという形。それを全体としてコミュニケーションをいただきましたというのが、多分、今日の話で、これ、食品安全に関する行政の信頼を獲得するためには、多分これというのは、この事業に限らず、あらゆる事業において多分必要なことなんだと思うんですね。

さっき二村先生からもお話があったんですが、ただ、わかりにくいんですよ、難しいんですよ。でも、実は出てくる話はしょうゆだったり、個別のさっきのお茶の話だったり、ハーブティーだったり、実は私たちにすごく身近な食材であるというところからして、ここをどういうふうにコミュニケーションしていくのかというのはすごく大事なところで、ぜひ今日の、この皆さんがこれまでやってきたプロセスを、そこは丁寧に大変ご説明いただいたと思うんですが、今日は、行政事業レビューというのは、より国民、特に納税者に近い、納税者であり、多分、日々ご飯を食べている消費者に近い人たちにとっての評価の場なんだと思うんですけれども、今日やったプロセスをぜひ横展開していただいて、ほかのリスクマネジメントの事例についても、どうしてもやっていくとどんどん専門性が高まっていったって、難しくなってしまうところがあるので、ただ知りたいのは、必要なリスクは出てきているんですかと、見えているんですかと、それは何かお金で、都合で決まっていって、何か変な付度をしていないんですかと、多分そういう意味では、実はすごく皮膚感覚としてわかりやすいものなんだと思いますので、

そういう視点でまた引き続きコミュニケーションをしていただくような形で、ほかの部署への横展開もお願いできればなというふうに思いました。ぜひそこはよろしくをお願いをしたいと思っています。

○鋤柄課長 よろしければ一言だけ。大変応援いただきましてありがとうございます。ご指摘いただきましたように、この事業、食品安全の事業につきましては、冒頭申しましたように、後始末より未然防止ということで我々やっておりますので、未然防止が進む、すなわちこの事業が成功すればするほど、世の中、事件が起きなくなって、この事業がどういうことをやっているのかというのがなかなか見えないということだと思います。そのようなときに、先ほどお話がございましたようなアクリルアミドだとか、おしょうゆだとか、そういったことについて、しっかり世の中のほうにリスクコミュニケーションしていくということは、我々も非常に大事だと思っておりますので、まだ不十分かと思いますが、これからさらに、そういったリスクコミュニケーションについてもしっかりやってまいりたいというように思っております。

○亀井委員 ぜひ、そこは多分消費者一人一人、関心が高いところだと思いますので、もともと食品安全というのは、農水省の中では比較的新しい部署だと思うんですけども、そういうある種の風土をつくっていくという意味で、農水省さんが何で食品安全をやっているのかというところがすごく、厚生労働省ではなくてということも含めて、多分、その位置づけは、やっていたらっしゃる方はすごくわかっていらっしゃるんだと思いますし、そこを消費者にもっとわかってもらうという意味でも、ぜひそこら辺も含めて、いろんな形でコミュニケーションをとっていただくことを、ぜひお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○岩濱審議官 金子委員、お願いします。

○金子委員 リスク管理検討会というのは、どのぐらいのサイクルというか、頻度で開催されているものなのでしょうか。というのは、11ページに書かれている物質なんかでも、何十年前は特に問題であると言わなかったものが結構列挙されているような気もしまして、ということは、技術の進歩等によって、あるいは、自然界に存在するものですから環境の変化とかによって変わってくるんだと思うんですね。そうすると、先ほどおっしゃられていたように、33年が来て、仮に今列挙されているものが解決をされたとしても、何か新しいものが見つかったり、あるいは先ほどあった国際機関から、日本ではあまり意識していなかったけれども、こういうのが危ないんじゃないかというものがあったりということですから、みずからの問題としても、今列挙しているもので不十分な点はないかどうかというのを、多分このリスク管理検討会でもまた確認するんだと思うんですけども、これはどのぐらいのサイクルで開催されているんで

しょうか。

○鋤柄課長 ありがとうございます。リスク管理検討会につきましては、全体の会合を、最低毎年、1年に1回はやることにしています。多いときは、多分2回、3回というように重ねてやっております。それに加えて、先ほどちょっと説明の中でもお話ししましたが、それぞれの業界との打ち合わせとか意見交換みたいなもの、これはさらにもっと高い頻度でやっております。

○岩濱審議官 上村委員、お願いします。

○上村委員 この事業については、先ほど亀井委員からリスクコミュニケーションだということなんですけれども、非常に重要な事業だと思っています。それで、事業目的のところにもあるんですけれども、要は、調査結果は広く公開するとともにということがありまして、ただ、すごく専門的になると公開の仕方が非常に難しいですけれども、ただ、やっぱりちゃんとかいうことをやっているんだということをアピールすることは非常に重要だし、今のレビューの機会というのは、本当に重要な機会なんじゃないかなと思うんです。やはりこういう事業をきっちりやるのが、食の安全につながっているんだということをどうアピールされているのかということについて、説明していただきたいと思います。

○鋤柄課長 ありがとうございます。成果につきましては、今日のお話の中にありましたけれども、2種類ございまして、一つはその業界の皆さん方にしっかり、テクニカルに理解していただくというのが一つ。これは業界との間で密にやっております。と同時に、広く国民の皆様知っていただくということも非常に大事だということに思っております。

今日、しょうゆの3-MC PDのグラフをご紹介いたしましたけれども、これは今年の3月だったかな、我々ホームページで広く公開して、その際にはわかりやすいように、消費者の皆さん方に、まさにその身近なおしょうゆがどうなっているのかということを理解していただけるようにということで、こういう、我々はわかりやすいと思っておりますけれども、こういったものでお示ししているということでございます。

そういった業界関係の詳しいものと、それから消費者関係の、よりわかりやすくするもの、この2面作戦で今後ともしっかりやっていきたいと思っております。

○上村委員 専門的なものは非常に国民には難しいと思うんですけれども、私も含めてですけれども、やっぱりわかりやすい事例については、非常にかみ砕いた形で公開をどんどん促進していただければと思います。

○岩濱審議官 二村委員、お願いします。

○二村委員 これ、事前の勉強会のときに伺ってしまったことではあるんですが、落札率、極端に低いものがあります。少しこの間に質問を追加しようと思いますけれども、落札率が極端に低いものというのは、やはりその競争性が高いものになっているような気がします。一方、落札率が高いものに関しては、比較的一者だったりするのかなという感があります。これを、理由を自分なりに想像してみた場合に、一者しか来ないところの落札率というのは、もしかするとその人たちが、「まあ、こんなもんだろう」ということで、適当な値段をつけているという可能性もありますが、ことによると、こちらの予定価が世の中でお考えのものよりも比較的低くて、あまりこの仕事を受けてもおいしくないぞということで、一者しか集まらないんじゃないかということも考えられますよね。

また、落札率が極めて低いものに関しては競争性が働いて、これ、いいとも言えますけれども、例えば、22%とか、16%というのが、必ずしも健全だとも思えないんですね。というところについてどのようにお考えか、お願いいたします。

○鋤柄課長 ありがとうございます。

あまりにも低過ぎる落札率というのは、ご指摘のとおり、あまり健全ではないなというふうには我々も思っております。こういった低いものにつきましては、ちゃんと我々が仕様書で出したものがきちんと守られているのか、これを完了検査でしっかり行いまして、そういうことはございませんけれども、万が一、我々の仕様書に至っていないようなものにつきましては、当然、次の年の入札のほうから外れていただくだとか、そういったルールになるのかなというふうに思っております。

予定価格というのはなかなか難しゅうございますけれども、我々としては、多分、去年よりも今年、今年よりも来年のほうが、調査については効率化されるというように思っておりますので、今年の落札価格というものを参考に来年の予定価格をつくるというようなことで、より予算の効率的な執行・活用と、こういったものに努めていく必要があるのかなというように思っております。

○岩濱審議官 もう少し集計に時間がかかりそうなので、もしくは何かありましたら。

小林委員、お願いします。

○小林委員 先ほどリスクコミュニケーションという話が出たので、そういえばと思って思い出したんですが、昨年この時期、消費者庁の公開プロセスで、私、まさにリスクコミュニケーション事業のレビューに参加していたんですけれども、あそこで一つアウトカム指標として設定していたのが、正確なところは忘れちゃいましたけれども、消費者庁でやっているその調査

があって、その流通している食品に対する安全・安心の認識というものを指標のようにしていたんですが、それがなかなかそんな改善していかないという現状があって、なかなかいろんなファクターがあるので難しいんだと思うんですけども、消費者庁を中心としつつ、厚労省や農水省と連携しながらやっているんだという話ではあったんですが、農水省でそれを所管しているのはこの部署になるんですか、それともまた別のところになるんでしょうか。

○鋤柄課長 我々がリスク管理とリスクコミュニケーション、一体になってお話をしております。と申しますのは、リスク管理がなくてリスクコミュニケーションというのはあり得ないと思いますので、これは一体的に私どもがやっております。

○小林委員 そうだとすると、この事業のアウトカムではないかもしれないですけども、そのインパクトぐらいのところで、そういった目標が入ってきてもいいのかなというふうな気がするんですが、どうでしょう。

○鋤柄課長 先ほど、消費者庁の事例でお話いただきましたように、なかなか難しいところではありますけれども、ぜひ今後研究してまいりたいというふうに思います。

○岩濱審議官 二村委員、お願いします。

○二村委員 ほとんど雑談のようになってしまって大変恐縮なんですけど、例えば、日本でポテトチップスに含まれるその物質がよくないぞということで知見を得るわけですよね、それは恐らく海外にも伝わっていく。海外で出た知見に関しても日本に来るわけですけども、そういう海外で得た知見に関して、やはり農水省からそれぞれの事業者さんたちにアナウンスというような形になるんでしょうか。

一方で、そのポテトチップス、海外のポテトチップスのほうにも、それがもう波及して、何らかの効果を上げているというふうに考えてもよろしいんでしょうか。

○鋤柄課長 そのポテトチップスなんかで、アクリルアミドという物質ですけども、製造過程にできてしまう有害物質ということで、日本だけではなくて、海外でももちろんポテトチップスだとか、そのほかのものがございまして、対策は進めているところでございます。

一つは、国際的な、国際機関の中で、どうやったら低減するかということを、みんなで意見を持ち寄って、行動規範と言っておりますけれども、製造方法の改善ですね、こういったものを文書にしておりますので、そういったものをお互いに共有することで各国の知識を集約しているというのが一つでございます。

それからもう一つは、実は、アクリルアミドという今の物質はポテトチップスだけでなく、我々が、例えば野菜炒めをつくるだとか、そういったときにも、いわゆる加熱をすること

でできる物質でございますので、事業者さんだけでなく消費者の方々、ご家庭で料理をされる方々にも知ってもらいたい知識なんですね。

日本も消費者向けの、「こうやると、調理の中でアクリルアミドが少なくなりますよ」という小さなリーフレットをつくっておるんでございますが、海外でも同じようなものをつくっておりまして、我々、その海外の政府機関との間で、お互いに交換してというようなこと、我々が行く場合には日本語を一回英語にしてから交換しなきゃいけないんで、一手間かかるんですけども、そういうような、お互いに知識を海外の農水省だとか、厚労省と我々、密に連携をしながら進めているというような状況でございます。

○岩濱審議官 それでは、結果がまとまったようですので、評価結果及び取りまとめコメント案について、二村委員より発表願います。

○二村委員 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費に関するレビューの結果、出ました。評価結果は、「事業内容の一部改善」です。

評価結果は、現状どおりが2名、事業内容の一部改善が4名という結果になりました。

取りまとめコメントを申し上げます。

事業の課題や問題点です。

管理対象となるリスクの全体を把握し、戦略的に優先順位をつける必要がある。

リスク管理検討会によるリスクの全体像の把握（国際的動向を含めた）が独立した存在として運営されることが必要であり、食品安全に関する行政への信頼獲得のため、そうした点も含めて説明いただいたことは有意義であった。

中長期の事業の持続性から考えれば、リスクの全体像の把握から分析、食品産業や日頃の食生活への注意・喚起といった一連のプロセスを担う人材・組織の確保につながる人材育成も視野に入れておく必要がある。

責任持って全体像を所管する主体、事業実施する主体（農水省、厚労省）の連携を適切に行う必要がある。

一者応札は入札期間を長くしたことで解決するか。

一者応札が多い点について、分析に対応できる機関が限られている状況に関して、将来、継続的に分析機関の確保を可能とすることが必要。

事業の実績が出るまでに時間が必要であることは理解できるが、時間が必要となることを前提とすると、現在のアウトカムが本事業の成果を示すものであるか疑問が残る。

平成18年から5年計画を繰り返しているということであれば、今次のものを第3次計画と位

置づけ、5年ごと、もしくは15年の時系列的な推移を示すべきではないか。

以上の課題に関しまして、改善の手法や見直しの方向性です。

食品安全は国の根本でもあるので、他事業との連携について細かく検証してほしい。

事業実施する主体間で「抜け」がないように、また重複がないように、今後も効率的な事業実施に努めてほしい。

一者応札への対応についてはご説明で理解できた。研究所、研究者の育成も含め、今後もさまざまな側面から工夫をすること。効率的に進めることは必要であるが、予定どおりのスケジュールで進めることも必要であろう。予定価が安いことによる不調不落がないよう、気をつけてほしい。

本事業とアウトカムを再検討する必要があるか。

引き続き、食品安全行政への信頼を守るため、リスク分析からの一連のプロセスに丁寧に取り組んでいただきたい。

技術の進展に応じた知見と能力の向上はもとより、社会が求める分析等の水準の維持のため、国際的な分業、役割分担を進めながら、中長期の視点で人材育成等に取り組んでいくべきであり、必要な予算の手立ても検討していくべきである。（これは食品安全委員会の所管かもしれないが、農水省においてもできることはあるはず）

以上でございますが、皆さん、ご意見のほうはもうよろしいですね。

以上でございます。

○岩濱審議官 以上で、本事業につきまして議論を終了いたします。ありがとうございました。

休憩を挟んで、次の事業は13時55分からにしたいと思います。